

第377回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年7月22日(火) 15:00～15:16

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから、第377回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　総務課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

7月より新事務局長として新川のほうが新たに着任しておりますので、一言御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○新川事務局長　7月1日から電力・ガス取引監視等委員会の事務局長に新たに着任いたしました新川でございます。着任後、初めての委員会でございますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

以前、総務課長として電力・ガス取引監視等委員会にりましたが4年ぶりの復帰になりますので、その間に起きたこと、分かっていないこともまだまだ多いございますので、ぜひ皆様の御指導をいただきながらやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田中総務課長　ありがとうございました。

私もNW事業監視課長として3年間、従事させていただきましたが、7月より総務課長に着任しておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

では、本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。第1部については公開案件になりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。第2部の議題については、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたい

と考えております。念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、今お話のあったとおりにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、まず議題の1「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、田中総務課長から御説明をお願いします。

○田中総務課長　それでは、資料3を御覧いただけますでしょうか。こちらは「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」ということになっております。

趣旨でございますが、以下に記載する申請者から2022年7月19日及び20日付で経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別な事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請がありまして、経済産業大臣から意見の求めがあったところでございます。これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について御検討いただくというものでございます。

45行目を御覧いただけますでしょうか。申請の概要ということでございますけれども、電気につきましては特定小売供給約款関係についてみなし小売電気事業者10社から、託送供給等約款関係につきまして一般電気事業者10社から、また離島等供給約款関係につきまして一般送配電事業者7社から申請が出ております。

また、ガスにつきましては指定旧供給区域等小売供給約款関係につきましてみなしガス小売事業者から1件、託送供給約款関係につきましては一般ガス導管事業者から5件ということで、申請が来ているものでございます。

内容につきましては72行目でございますけれども、電気については新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金等の貸付を受けている需要家等から、一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、2020年3月から2022年4月検針分の各電気料金の支払期限を原則として、それぞれ5か月延長し、5月検針分については4か月、6月検針分については3か月、7月検針分については2か月、8月検針分については新たに1か月延長するというものでございます。

ガスについても92行目以下でございますが、同様ということでございます。

112行目でございますけれども、本供給条件による供給を必要とする理由ということでございまして、こちらの経緯でございますけれども、2020年3月19日に経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に公共料金の支払いが困難になる者に対して、電気・ガス料金の支払期日の延長を行うよう要請が行われていたということでございまして、これを踏まえ特定供給約款等以外の供給条件を設定しているところ、現下の状況を踏まえ事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き支払いが困難となる需要家からの申出に柔軟に対応する必要があるため、本措置の適用期間を、それぞれさらに1か月延長する等の措置が必要ということでございます。

したがいまして、121行目、回答ということですが、これらの供給条件については認可等して差し支えないものと考えられるということでございまして、これを踏まえ委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可等することに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたいというものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長　御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして委員の皆さんから何か御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり委員会として意見回答することとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。ありがとうございました。

それでは、次の議題2に進みたいと思います。「日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について」に関しまして、東取引制度企画室長から御説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長　よろしく申し上げます。「JEPXの業務規程の変更認可について」でございます。資料4でございます。

趣旨のところに書いてございますが、本年4月1日から施行された改正FIT法に基づいて、非化石価値取引に関する入札業務などを、調整機関と呼ばれていた機関から広域機関に移すことが実施されました。JEPXにおきましては非化石価値の取引の場を主催し

ていまして、業務規程の一部で非化石価値の取引規程というのを置いております。その中で実施される機関の名前が変わるために、いわゆるハネといいましょうか、形式的に業務規程を改正する必要があるということでございます。この点につきまして御確認いただきたいという趣旨でございます。

次のページに主な変更点を書いておりますが、J E P Xにあります非化石価値規程という中で取引を行う者として、もともとこういう形で左が変更前のものですが、F I T法に基づく調整機関が書かれていたのが、改正としては電事法に基づく広域機関が実施するようになりますというように、まさに組織の名称を書き換えるということで、その後、いろいろなところで組織名が出てくるものですから、それを改正していくものでございます。

電事法に基づいて認可基準というのがございますが、この認可基準にも適合するものと考えられるため、経産大臣からの意見照会について問題ないものと回答していいのではないかと事務局としては考えておりますが、この点、御審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして御質問、御意見がありましたら、よろしく願いしたいと思います。いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり委員会として意見回答することとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。ありがとうございました。

それでは、議題の3に進みたいと思います。『適正な電力取引についての指針』の改定の建議について」に関しまして、引き続き東取引制度企画室長から御説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長      よろしく願いいたします。いわゆる『適取ガイドライン』の改定の建議について」 ということでございます。資料5に沿って御説明させていただきます。

主なポイントのところ、1.経緯で書いてございますが、1年半前にスポット市場の価

格が高騰したことを受けて、そこから発電に関する情報公開、あるいは相場操縦行為の明確化ということで、議論がされてきました。これを踏まえまして、大きく2つの点につきまして適取ガイドラインの改正を建議したいというものでございます。

1つは、2.の最初の黒丸のところに書いていますが、市場の透明性の確保という観点から、発電事業者が認可出力10万kW以上の発電ユニットについて合理的な理由があると認められる場合を除いて、一般送配電事業者、広域機関がつくるシステムを通じて発電実績をユニットごと、コマごとに5日以内に公開されるようにするのが望ましいということで、市場の透明性というパートで、望ましい行為として発電実績の公開を記載することを行いたいというものでございます。

もう1つは、いわゆる自主的取組として、スポット市場への供出というのが旧一般電気事業者によって行われてきたわけですが、これをガイドライン上できちんと規定するという趣旨でございます。具体的には、相場操縦行為に関連して何点か改定ポイントを御説明したいと思います。

まずは大きく3つございまして、1つは、今まではまさに自主的な取組として行われてきているわけですが、スポット市場において余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することを、あらゆる事業者にとって望ましい行為として規定するという、これが1点目でございます。

2点目は、いわゆるセーフハーバーと呼ばれている考え方でございますが、こうした行動を取っている限りにおいては、適取ガイドラインでもともと規定されている相場操縦行為には当たらないということを明記する。余剰全量を限界費用で出している限りは相場操縦には該当しないということを書く。

3点目として、市場支配力を有する可能性の高い事業者については望ましい行為の中にあっても、特に強くそういう入札行動が求められるということ。合理的な理由なく、そうした行動を取らない場合については、相場操縦行為に該当することがより強く推認される1要素になるということで、こうした点を今回大きく規定したいというものでございます。

その上で資料にはもう3つ書いてありまして、あとは言葉の定義について、それぞれ規定したいという趣旨であります。

1つは、余剰電力の全量とはどういう考え方なのか。これは供給力から自社想定需要、相対卸などを引いていって、残った供給力であると定義したいということ。

それから、限界費用とはどういうものなのかということの定義も2点目として書いてい

ます。電気を追加的に1 kWh発電する際に必要となる費用です。その際に追加的な燃料調達が必要になる場合においては、燃料の追加的な調達費用を限界費用として考慮し得るということ。それから特定の条件下においては機会費用という考え方も採用し得るということ、こちらで書かせていただいております。

最後に、市場支配力を有する可能性の高い事業者についてより強く求めるという記載がございますが、市場支配力を有する可能性の高い事業者とはどういう人かを書いてございます。具体的には市場分断発生率が高いところでまず市場確定した上で、発電容量を基準として市場シェア20%を超える、もしくは、その供給者がいないとトータルでの需要を満たすだけの供給力がないと判定されるようなピボタルサプライヤーと呼ばれる事業者を対象にすることを書いてございます。

また、経過措置といいましょうか、当分の間の措置として、より厳しい基準というものもこちらに記載しておりまして、具体的には過去5年間での分断率が一度でも一定の閾値を超える月がある場合には市場が分断したと、市場確定の考え方を少し厳しく見るのを当面採用することも、併せてこちらに書いてはどうかということを書いております。

長くなりましたが、大きくこういった点につきまして、適取ガイドラインの改定に向けて経産大臣に建議することとしたいと考えておりまして、この点につきまして御審議いただければと思います。後ろのほうに具体的な建議の案文と、それから過去、制度設計専門会合を中心に議論をしてきました資料を参考までにつけさせていただいておりますが、ここでは説明は割愛させていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。——何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

では、事務局から御説明のありましたとおり委員会として経済産業大臣へ建議することとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することいたします。ありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に1件、緊急での書面開催を行っております。令和4年7月14日からの大雨による災害に係る特定小売供給約款の特例認可等につき、7月20日付で認可等することに異存はない旨、回答をしております。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了いたします。

——了——